

被扶養者を減員するときの添付書類

【凡例】◎は必ず添付 ○●はそれぞれのケースに応じて添付してください

被扶養者から「削除」する理由	添付書類
<p>●就職した時 *就職先の被保険者の「資格取得日」の確認が必要です。</p>	<p>○就職先の被保険者証の写し 又は 就職先の「被保険者資格取得証明」の写し</p> <p>※就職先によっては「健康保険被保険者証」の交付に時間がかかり、手元に交付されない場合は「被保険者資格取得証明書」の交付を依頼してください。</p> <p>就職先の資格取得後、医療機関等で受診する場合健康保険証が未交付の場合はその証明書をお持ちになり、受診して下さい。当健保組合の健康保険証で受診されると「無資格診療」となりますので、注意してください。</p>
<p>●収入が増えたとき *当健保組合で定める、「被扶養者認定基準」に定める基準を「超えてしまう」又は「超えてしまうことが予想できる」場合は速やかに申請してください。</p>	<p>○不要</p> <p>※被扶養者異動届の「対象となる理由」に「限度額超」と記入してください。</p>
<p>●年金を受給したとき *年金を含めた収入金額が当健保組合で定める、「被扶養者認定基準」に定める基準を「超えてしまう」又は「超えてしまうことが予想できる」場合は速やかに申請してください。</p>	<p>○年金証書の写し 又は 裁定通知書の写し</p> <p>※被扶養者異動届の「対象となる理由」に「限度額超」と記入してください。</p>
<p>●雇用（失業）保険を受給開始したとき *被扶養者認定時に雇用（失業）保険の受給開始までの制限期間を被扶養者認定している場合雇用（失業）保険の受給が開始した場合は速やかに申請してください。</p>	<p>○不要</p> <p>※被扶養者異動届の「対象となる理由」に「雇用保険受給」と記入してください。</p> <p>※当健保より「資格喪失・削除証明書」が送付されるので、速やかに国民健康保険等の手続きをしてください。</p>
<p>●扶養の事実がなくなったとき *子どもの結婚や離婚によって親権が無くなった場合は速やかに申請してください。</p>	<p>○結婚、離婚及び親権に関する通達の写し</p> <p>※受理証明、戸籍謄本、調停受理証明など</p>
<p>●死亡したとき *死亡日の翌日が削除日（喪失日）となります。</p>	<p>○死亡日の確認できる書類の写し</p> <p>※死亡診断書、戸籍謄本（除籍）、など</p>

注：

○削除される方の保険証の添付が必要です。